

桐生市民活動応援サイト「ゆいねっと」広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、桐生市民活動応援サイト「ゆいねっと」広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、広告掲載の取扱いに関し必要な事項を定める。

(広告掲載の可否に係る参考基準)

第2条 要綱第3条に規定する広告を掲載するときは、次の事項を参考基準としてその可否を決定するものとする。

(1) 業種及び広告対象について掲載すべきでないもの

- ①風俗営業及びそれに類似する業種の広告
- ②たばこ、酒の商品名を表示する広告
- ③ギャンブルに関わる広告（都道府県及び政令指定都市が販売する当せん金付証票に関するものを除く。）
- ④規制の対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種やその事業者が掲載しようとする広告
- ⑤法律に定めのない医療類似行為等の広告
- ⑥興信所等の広告
- ⑦出資者及び出資金の広告
- ⑧マルチ商法、靈感商法など悪質商法と認められる広告
- ⑨債権取り立て、回収等の広告
- ⑩公的な検査機関が立証できない効果や効能をセールスポイントとする商品に関わる広告
- ⑪市民税を滞納しているものが掲載しようとする広告
- ⑫行政機関からの行政指導を受け、改善をしようとしなないものが掲載しようとする広告

(2) 広告内容等について掲載すべきでないもの

- ①人権侵害や名誉毀損に当たるものや差別的なもの
- ②法律で禁止されている商品や無許可商品、粗悪品などの不適切な商品又はサービスに関するもの
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団に関するもの
- ④他人をひぼう、中傷又は排斥するもの
- ⑤公の選挙若しくは投票の事前運動又は政治活動に関するもの
- ⑥宗教団体による布教を目的とするもの
- ⑦非科学的又は迷信に類するもので、利用者を困惑させ、不安を与えるおそれのあるもの

- (3) 消費者保護の観点から掲載すべきでないもの
 - ①根拠のない誇大表現によるもの
 - ②射幸心を著しくあおる表現によるもの
 - ③労働基準法等関係法令を遵守していない人材募集広告
 - ④虚偽の表現によるもの
 - ⑤法令で認められていない業種、商法又は商品
 - ⑥国家資格に基づかない者が行う療法等
 - ⑦責任の所在が明確でないもの
 - (4) 青少年の保護、健全育成の観点から掲載すべきでないもの
 - ①水着姿、裸体等わいせつ性を連想させるもの
 - ②暴力、犯罪を連想させ、肯定し、助長するような表現のもの
 - ③その他青少年の人体、精神又は教育に有害なもの
 - (5) その他
 - ①市の広告事業の円滑な運営に支障をきたす広告
 - ②その他掲載することが不適切と認められるもの
- (申込み及び掲載の日程など)

第3条 申込みの受付開始から掲載までの日程は次のとおりとする。

- (1) 広告の掲載開始は平成28年10月1日とする。
- (2) 掲載開始にあたっての申込みの受付は平成28年9月1日とし、その後は掲載枠に余裕がある場合は、随時受け付けるものとする。
- (3) 市は申込みを受け付けたときには、速やかに掲載の可否を審査し、2週間以内にその可否を申込者あてに郵送で通知するものとする。
- (4) 掲載の決定した広告主は、市の発行する納付書により決定の日から起算して2週間以内に掲載料を納付するものとする。
- (5) 掲載料の納付が確認されない広告の掲載は、納付が確認されるまで掲載しない。
- (6) 期限までに掲載料の納付が確認されない広告については、電話その他の手段により納付を促すこととし、掲載希望開始月の第2週を過ぎても納付が確認されない場合は、掲載許可を取り消すことができるものとし、取り消した場合にはその旨を文書で申込者に通知するものとする。

(広告の掲載順序)

第4条 広告の掲載順は、原則として画面の左から右方向及び上から下方向に申込み順とする。

- 二 毎月初日に一番目に掲載された広告を一番最後の順に繰り下げるものとする。
- 三 広告料の納付が遅れた広告については、広告料の納付日を申込みの日とみなし、掲載順を決めるものとする。

(広告の表現について)

第5条 掲載する広告のアクセシビリティ及びユーザビリティを確保するため、またトップページのデザインの質や期待されるイメージを保持するため、次に定める事項を遵守するものとする。

(1) 次の表現を含んだものは、閲覧者の意思に反した動きや誤解のもとになるため禁止する。

- ①「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- ②アラートマーク
- ③ラジオボタン
- ④テキストボックス（文字入力が行えるように見えるもの）
- ⑤プルダウンメニュー（選択肢があるように見えるもの）

(2) 掲載できる広告の画像は、次のとおりとする。

- ①画像の種類は、GIF静止画又はアニメーションGIF画像とする。
- ②アニメーションの切替え時間は2秒以上とし、5秒以内に自動で停止するものとする。
- ③画像の容量は、8キロバイト以内とする。

(3) 桐生市民活動応援サイト「ゆいねっと」（以下「ゆいねっと」という。）ホームページとの区別

広告掲載に当たっては、ゆいねっとの情報との区別を明らかにするとともに、掲載する広告もゆいねっとの情報と混同するものであってはならない。

(4) 色調

文字は背景と4.5対1以上のコントラスト比を持たせるものとする。また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなど見易さに配慮しなければならない。

(5) 解像度

文字やイラストの解像度は適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(6) Alt情報の記載

アクセシビリティの配慮として、掲載する広告には「Alt情報」として説明事項を掲載しなければならない。

(掲載料の還付)

第6条 掲載料は、原則として還付しないものとする。ただし、次の場合には還付することができるものとする。

- (1) 掲載決定後又は掲載開始後、市の都合により掲載ができなくなった場合
- (2) サイトデザインの変更などにより広告の掲載形式が著しく変わり、広告主の掲載意図に沿わなくなった場合

二 前項で広告料が既に納付されたものについては、掲載許可期間のうち、1日も掲載されていない月の掲載料について還付することができるものとする。